

伊国協ま第67号
令和6年7月23日

区長各位

伊豆の国市 協働まちづくり課長

昭和56年以前に建設した地区公民館補助金の世帯数加算について

このことについて、現在、地区公民館の全面建替に対しては、コミュニティ施設整備事業費補助金（補助対象事業費の1/2 上限1,200万円）の活用が可能であり、加えて耐震性が劣る（昭和56年以前に建設した地区公民館）場合は、令和7年度までを期限として、当該地区の世帯数に応じた加算措置を行っているところです。

ただし、この世帯数加算は、令和7年度までの措置であるため、改めてその内容を周知します。

記

1 加算金額 補助申請年度の4月1日における世帯数×2万円

2 補助金額例（例1）

対象事業費が5,000万円で世帯数が300世帯の場合

・補助金額 1,200万円（県補助金がある場合）

・世帯数加算額 600万円

小計 1,800万円

（例2）

補助対象事業費が2,000万円で世帯数が150世帯の場合

・補助金額 1,000万円（県補助金がある場合）

・世帯数加算額 300万円

小計 1,300万円

協働まちづくり課

担当 大川

電話 055-948-1412